

# 令和8年度 事業計画

## 1. 基本方針

我が国においては、さらに少子高齢化が進展する中で、働く意欲のある高齢者が長年培ってきた知識や経験を活かし活躍し続ける「生涯現役社会」の実現がますます重要となっています。

シルバー人材センターの事業運営は長引く物価高騰や諸経費の上昇等の影響を受け、厳しい状況となっていますが、高齢者の労働力が必要とされる分野も多くあり、それらの就業を通じて高齢者の福祉増進にも寄与するシルバー事業の重要性とセンターに向けられる地域社会の期待は根強いものがあります。

当センターにおいては会員の減少と高齢化が長年進んでおり、地域社会からのニーズへの十分な対応が懸念されると同時に、高齢化に対応した新たな就業の開拓が課題となっております。本年度も、前年度に引き続き、当センターの安定的な財政、事業運営を図るために「会員の拡大」「就業機会の拡大」を最重要課題として取り組んでまいります。

室蘭市シルバー人材センターは、安全就業を第一とし、事業目標達成のため役員、事務局が一体となって事業推進に取り組んでまいります。

## 2. 事業実施計画

### (1) 事業の普及啓発と就業機会の拡大

- ① 会報「ふれあい」の年3回の定期発行、ポスター・パンフレット等の随時発行、ホームページの効果的活用、市広報「むろらん」への掲載依頼や、報道機関への情報提供などを通じて、シルバー事業の普及啓発に努めます。
- ② 役職員及び会員が一体となり、事業の普及啓発の訪問活動・パンフ配布などを計画的に実施し、就業機会の拡大を図ります。
- ③ 全国統一の「普及啓発促進月間」の10月には、事業普及啓発の多様な広報活動を展開するなど効果的な取り組みを検討してまいります。
- ④ 社会貢献活動として「ボランティア活動日」を定め、公共施設等の清掃・草刈り作業を実施する他、多様な社会奉仕活動に取り組めます。
- ⑤ 介護保険制度改正に伴う「介護予防・日常生活支援事業」には、市の協議体に参加するなかで、センターとしてどのような対応ができるかを検討します。
- ⑥ 一般労働者派遣事業については、就業機会拡大に繋がるよう派遣先企業の拡大に努めます。
- ⑦ 室蘭市や商工会議所等との連携を進め、新たな就業機会の創出に取り組めます。

### (2) 会員の増強と知識・技能の向上

- ① 会員のロコミ勧誘、報道機関などを通じた啓発宣伝による新入会員の増強を図るとともに退会抑制の取り組みとして、就業以外の社会参加活動などに参加する特別会員制度創設などの仕組みづくりを検討します。

- ② 入会希望者に対し毎月定期的に説明会を開催するほか、随時に相談・説明の機会を設け、シルバー事業に対する理解と協力と会員の入会に努めます。
- ③ 特に女性会員の加入を進め、福祉・家事援助サービスや子育て支援等の就業拡充を図ります。
- ④ 就業に対する知識・技能の向上のため、各種講習会・研修会を計画的に開催し、会員の資質向上と就業機会の拡大に繋げる。
- ⑤ 「会員継続確認書」の全会員の提出を求め、会員の意向を調査・把握し、会員の就業機会確保につなげていくこととします。

### (3) 安全就業対策の推進と健康増進

- ① 事故防止と安全確保は、シルバー事業推進に当たっての基本であり、最優先で取り組む課題であることを全会員が再認識し、一丸となって事故防止に努めます。
- ② 就業前の危険予知活動の実施と相互確認によって会員相互が、安全と事故防止に取り組みます。
- ③ 安全委員・役員等による安全パトロールを定期的に行うとともに、全会員対象に「安全宣言大会」を開催し、安全意識の徹底と不安全行為の防止を期します。
- ④ 全国統一の「安全・適正就業強化月間」に向けて、安全委員による安全啓発のビラの配付、安全標語の活用による安全意識の高揚に努めます。
- ⑤ 高齢者による自動車事故が多発していることから、就業途上の事故防止を図るため広報紙等で交通安全の啓発に努めていきます。
- ⑥ 健康管理は安全就業の第一歩という認識をもって健康診断の受診を奨励します。また、機能低下により、社会とのつながりの減少にならないよう、フレイル予防の啓発の取り組みを進めていきます。

### (4) 組織の機能強化推進と事務局体制の充実

- ① 地域班や職群班の組織を強化するとともに、地区別懇談会を開催して会員と事務局との意思疎通を図り会員意向の把握に努めます。
- ② センターの機能を強化するため、事務局の業務執行体制の強化を進めながら、職員を上部団体等で行われる各種研修会・講習会に派遣し、能力及び資質の向上を図ります。
- ③ 会員の参画による事務局業務の改善を進めるとともに、特にスマホアプリなどデジタル技術を活用して、会員への通知などのペーパーレス化をさらに進め、事務局体制の効率化を図ります。
- ④ 会員の福利厚生施策として、規程に基づき、会員慶弔事業を行います。
- ⑤ 会員が主体となって実施することができる福利厚生事業について、組織・運営方法等を検討してまいります。

### (5) フリーランス新法及びインボイス制度への対応と契約方法の見直し

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(フリーランス新法)により義務化された会員への就業条件明示等についての具体的な対応や、それに伴う事務の煩雑さや業務量増大に対応した業務効率化や経費節減を図るために厚生労働省の示す、「契約方法の見直し」を実施します。

- (6) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律への対応について  
令和7年4月に改正施行された上記法改正に従い、道シ連とも連携を図りながら適切に対応していく。
- (7) 室蘭市中小企業センター・胆振地方男女平等参画センターの管理運営  
両施設の管理運営については、施設の設置目的に沿い、基本協定書の委託契約を遵守し、指定管理者としての責任と主体性をもって、適正な管理運営に努めます。
- (8) 関係機関・団体との連携強化  
当センターと関わりの深い、北海道及び室蘭市、室蘭公共職業安定所をはじめ、全シ協、道シ連等の関係機関・団体との連携を密にし、事業の円滑な推進に努めます。

### 3. 事業目標

令和8年度は、次に掲げる事業目標の達成を目指し、会員・役職員が一丸となって取り組むこととします。

1. 会員数	340人
2. 受注契約金額	155,000千円
3. 就業延日人員	28,000人日
4. 就業率	82.0%

#### ※ 契約方式の見直しに係る事業

##### 1. 受託事業

請負・委任契約によりセンターと発注者の間で契約を結び、その受託事業収益から会員へ配分金を支払う従来の契約方式。

##### 2. 包括的契約に係る事業

本年度から、発注者及び会員から理解を得ることができた業務委託について、包括的契約により契約を行います。令和8年度の計画は次のとおりです。

当年度包括的契約に係る業務委託料～会員業務委託料

110,904,000 円